

公 示 日：2025年12月17日（水）

調達管理番号：25a00774

国 名：パプアニューギニア

担当部署：ガバナンス・平和構築部 ジェンダー平等・貧困削減推進室

調達件名：パプアニューギニア国ジェンダー主流化アドバイザー業務

適用される契約約款：

- 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

1. 担当業務、格付、期間等

- （1） 担当業務：ジェンダー主流化アドバイザー
- （2） 格付：2号
- （3） 業務の種類：専門家業務
- （4） 全体期間：2026年2月上旬から2028年6月上旬
- （5） 業務人月：12.0人月
- （6） 業務日数：

準備・整理業務等 100日、現地業務 210日（うちポートモレスビー市内 150日、
その他の地域 60日を想定）

本業務において、現地渡航は最大7回を想定し、各回の滞在日数は以下の通りですが、本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、第1次渡航を除いた、具体的な業務日程の提案が可能です。

	想定時期	想定日数
第1次現地業務	2026年5月～6月	45日
第2次現地業務	2026年8月～9月	45日
第3次現地業務	2026年11月頃	30日
第4次現地業務	2027年3月～5月頃	20日
第5次現地業務	2027年6～8月頃	20日
第6次現地業務	2027年10～11月頃	20日
第7次現地業務	2028年2月～4月頃	30日

現地業務期間等の具体的条件については、「6. 業務上の特記事項」を参照願います。

2. 業務の背景

パプアニューギニア（PNG）は、ジェンダー格差が極めて深刻であり、世界経済フォーラムが 2025 年に発表したグローバル・ジェンダー・ギャップ報告書¹では、148 か国中 133 位、東アジア・太平洋地域では 19 か国中最下位である。特に政治面での指標が低く、2024 年時点での女性の国会議員は 111 人中わずか 3 人（2.7%）に満たない。経済面では女性の半数（男性の 3 倍以上）がインフォーマルセクターで働いており、賃金労働に従事する女性は 38%（男性は 66%）である。教育面でもジェンダー格差があり、女子の就学率は初等教育で 90%、中等教育で 80% を下回る。健康面では、高い妊産婦死亡率（189（2025））、安全でない中絶による死亡（妊産婦の死亡原因の 15–20%）などの課題がある。さらに、ジェンダーに基づく暴力（Gender-Based Violence：以下 GBV）は、PNG の最大のジェンダー課題であり、女性の 64% が生涯に夫／パートナーによる暴力を経験したことがある。加えて、PNG で見られる特有の暴力の形態である呪術に関する暴力²（Sorcery Accusation Related Violence：以下 SARV）も深刻な問題として認識され、SARV 対策に特化した法律、国家行動計画も制定されている。他方で、法律の制定に対して施行に課題があり、起訴に多大な時間を要しており、有罪率は非常に低い（0.5%）。

こうした状況の改善に向けて、PNG 政府は国家開発政策「Vision 2050³」において、「重点分野 1：人的資本の開発、ジェンダー、若者、人々のエンパワメント」をはじめとした複数の重点分野を掲げている。さらに「ジェンダー平等と女性のエンパワメント推進に係る国家政策（2025–2034）（National Gender Equality and Women's Empowerment Policy：以下 GEWE 政策）」では、女性の経済的エンパワメント、女性のリーダーシップと意思決定など、8 つの優先取組分野を掲げ、包括的な取組を行っている。

コミュニティ開発・宗教省（Department for Community Development and Religion：以下 DfCDR）に設置されている女性開発局（Office for Development of Women：以下 ODW）は、GEWE 政策を推進するナショナル・マシナリーとして、ジェンダー平等と女性のエンパワメントに関する課題や取り組みの進捗状況をモニ

¹ [WEF_GGGR_2025.pdf](#)

² PNG では「サングマ（Sanguma）」と呼ばれる呪術の信仰が根強く存在しており、病気や死などの不幸が起きると、特定の人物（特に女性）が呪術を使ったと告発され、拷問・殺害・追放などの暴力に晒されることがある。

³ [Papua New Guinea Vision 2050 | Papua New Guinea Environment Data Portal](#)

タリングし、国内外への報告や、情報発信を通じたアドボカシー、ジェンダー平等や女性のエンパワメントにかかる政策の評価や提言を行うことが期待されているが、十分に実施できていないのが現状である。

このような状況を踏まえ、DfCDR は、ODW のジェンダー主流化に関する能力強化、とりわけジェンダー視点に立ったモニタリング・評価のためのデータ収集・分析・政策反映の能力向上を目的として専門家派遣を要請した。

3. 期待される成果

本専門家に期待される成果は以下の通り。

成果 1：研修および関連政策や国際条約の実施に関するモニタリング・評価枠組みに関する議論を通じて、ODW のジェンダー主流化に関する理解とスキルが強化される。

成果 2：GEWE 政策およびそのモニタリング・評価枠組みに基づき、女性や少女に影響を及ぼすジェンダー課題に対応する州レベルでのパイロット活動の計画・実施・モニタリング・評価を通じ、ODW のジェンダー主流化の実施能力が向上する。

成果 3：パイロット活動の結果に基づき、ジェンダー平等と女性のエンパワメントの推進に向けたデータに基づく政策提言の作成と関係者へのアドボカシーが ODW によって行われる。

4. 業務の内容

本事業は、PNG 政府が策定した GEWE 政策（2025-2034）との関連を念頭に、ジェンダー平等と女性のエンパワメントの推進を担うナショナル・マシナリーである ODW のジェンダー主流化を推進する能力を強化するものである。具体的には、関連政策（GEWE 政策等）・国際条約（女子差別撤廃条約：CEDAW 等）のモニタリング・評価能力の向上を念頭に、ジェンダー視点にたった計画・モニタリング・評価やジェンダー分析等の研修や、モニタリング・評価枠組みの実施計画案の策定支援等を通じた ODW のジェンダー主流化に関する理解やスキルの強化、GEWE 政策実践推進のため州レベルでのパイロット活動⁴の計画・実施・モニタリング・評価の実践、パイロット活動の成果や教訓を踏まえた提言や GEWE 政策のモニタリング・評価枠組みへの改善案の提案やアドボカシー支援等を行う。これにより、ODW がジ

⁴ 女性の経済的エンパワメントもしくは農業農村開発分野等でのパイロット活動を想定しているが、他分野での活動提案も妨げるものではない

エンダー関連のデータに基づいた政策策定、実施、モニタリング・評価を実施するための能力を総合的に強化することを支援する。同時に、中央のDfCDRと地方行政の担当官の間の報告体制の強化や、女性評議会（以下 Council of Women）等の女性のネットワークの活用、パイロット活動の結果を基に地方行政での予算確保を含めたアドボカシー活動の支援、パイロット活動を通じて整理されるモニタリング・評価やデータ収集の仕組みの他セクターへの適用や他州への拡大に向けた計画作成支援も行うことで、本事業の終了後もODWが継続的にジェンダー主流化に取り組む体制の強化を支援する。

本案件における期待される主な活動内容は、以下のとおり。

- 1-1. GEWE政策やCEDAW等の関連政策・国際条約のモニタリング・評価（指標の特定、データ収集、ジェンダー分析を含む）にかかる、ODWおよび中央および州レベルの関係者のニーズと能力のアセスメントを行う。
 - 1-2. 1-1のアセスメント結果に基づき、ODWおよび活動2-2で選定されるパイロットサイトの関係者を対象とした一連の研修を計画する。
 - 1-3. 1-2.で計画した研修を実施する。
 - 1-4. GEWE政策のモニタリング・評価枠組みをODWが見直し、GEWEテクニカル・ワーキング・グループ(GEWE Technical Working Group:以下GEWE-TWG)などの適切なプラットフォームを通じて、適切な指標の設定やデータの特定・収集方法を含むモニタリング・評価の実施計画案の策定を支援する。
 - 1-5. CEDAW報告書作成に必要なデータの現状をODWが見直すことを支援し、CEDAW関連の指標設定に関する技術的助言を提供する。
-
- 2-1. GEWE政策のモニタリング・評価枠組みおよびモニタリング・評価実施計画案に沿って、ODWと地方行政間の調整・モニタリング・報告・データ共有の仕組みを強化するためのパイロット活動を計画する。
 - 2-2. 2-1.で計画されたパイロット活動を実施する州・行政区を選定する。
 - 2-3. 選定されたパイロットサイトにおいて、州・行政区・地方行政区レベルで巻き込むべき関係者と活用できるリソース（人的・組織的・制度的）を特定する。
 - 2-4. 計画されたパイロット活動を実施する。
 - 2-5. パイロット活動のモニタリングを実施し、定量・定性的な関連データを収集する。
-
- 3-1. パイロット活動のモニタリング・評価の結果に基づき、成果と教訓を整理する。

なお ODW と地方政府機関のデータ収集・報告・共有の仕組みや体制に関する情報も含みまとめることとする。

3-2. 3-1.に基づき、パイロット活動で取り組んだジェンダー課題に関する政策提言や GEWE 政策のモニタリング・評価枠組み、およびモニタリング・評価実施計画案への改善提言をとりまとめ、GEWE-TWG、GEWE 政府省庁間委員会、社会・法・秩序セクターなどの関連プラットフォームを通じて、関係省庁、開発パートナー、市民社会組織等と共有する。

3-3. パイロット活動で収集・分析されたデータを活用し、ODW/DfCDR が予算確保やその他の適切な目的に向けたアドボカシー活動を行うことを支援する。

3-4. 本事業で試行された効果的な取り組みを継続的に追跡し、他セクターへの適用や他州への展開を図るための計画を策定する。

具体的担当事項は次のとおりとする。なお、第 2 次以降渡航の業務については、以下の（2）、（3）に想定を示すが、より効果・効率的に実施するための時期、方法をプロポーザルにて提案すること。

（1） 第 1 次渡航前準備業務（2026 年 4 月中旬～2026 年 4 月下旬）

① 情報収集と現状把握、課題分析

- 既存の JICA 報告書、他開発パートナーによる報告書、PNG 政府作成の関連報告書（CEDAW 報告書を含む）、GEWE 政策（2026-2034）等を参照し、PNG のジェンダーに関連する協力概要・成果・課題等の情報収集を行う。

② GEWE 政策のモニタリング・評価枠組みの現状分析

- GEWE 政策のモニタリング・評価枠組みの現状把握と改善点を検討する。

③ 研修教材・資料の調査

- 成果 1 の研修実施に向け、関連機関（開発パートナー、民間セクター等）の既存研修教材・資料の中で活用可能性があるものを調査する。なお、研修の内容については以下の内容を含むこと。
 - GEWE 政策と法的枠組み
 - ジェンダー分析手法とジェンダー視点に立った計画策定
 - ジェンダー視点に立ったモニタリング・評価（ジェンダー指標、ジェンダー別データの収集等）
 - これらに加えて、DfCDR 側からは 女性のネットワーキング強化と女性組織の設立・支援に関する研修内容の要望も挙げられた。

④ ローカルコンサルタントの TOR 検討に必要な情報収集

- ⑤ 本専門家業務を補助する目的で、シニアおよびジュニアレベルのローカルコンサルタント計 2 名を JICA PNG 事務所を通じて契約する想定。本業務の目的に則り、専門家との役割分担等を検討し、ローカルコンサルタントの TOR 作成に必要な情報を収集する。
- ・ 上記の収集情報や分析を基に、現地業務内容について整理する。
 - ・ JICA ガバナンス・平和構築部及び JICA PNG 事務所へ現地での業務内容を整理したワークプラン（和文）（案）を共有し、必要に応じて協議の上、適宜修正する。

（2） 現地業務（2026 年 5 月上旬～2028 年 4 月下旬）

① ワークプランの承認・提出

- ・ 各現地業務開始時に、JICA PNG 事務所へワークプラン（和文・英文）、C/P 機関へワークプラン（英文）を提出・説明し、承認を得る。

② 中央・州レベルの関係行政機関の概要把握と関係構築

- ・ C/P 機関および中央・州レベルの関係行政機関の組織概要や体制、関係性、現状等について、情報収集を行う。（C/P 機関においては、ODW の独立など、協力期間中に組織編成も予定されていることに留意し、最新の情報収集に努めること）
- ・ 既存のジェンダー主流化の体制（GEWE-TWG、GEWE 政府省庁間委員会、社会・法・秩序セクター（Social, Law and Order Sector：以下 SLOS）等と現状等について、情報収集を行う。

③ 他開発パートナー、市民社会組織（Civil Society Organization：以下 CSO）、民間セクター等のジェンダーに関する取り組みに関する情報収集と関係構築

- ・ 中央・州・行政区・地方行政区（Local Level Government：以下 LLG）・区の各レベルで組織化されている Council of Women の組織概要、体制、機能、現状等について情報収集を行う。
- ・ PNG および本事業の対象地域で活動する他開発パートナーや CSO、民間企業、教会ネットワーク等による、ジェンダー平等や女性のエンパワメントにかかる取り組みについて、情報収集を行う。

④ 成果 1 に関する業務

- ・ ODW による GEWE 政策や CEDAW 等の関連政策・国際条約のモニタリング・評価に関する実施状況等、現状把握を行うとともに、ジェンダー主流化に係る理解や能力向上に向けた研修計画を策定するため、ODW および中央・

州レベルの行政関係者のニーズと能力のアセスメントを行う。

- ・ 研修実施に向け、関連機関（開発パートナー、民間セクター等）のリソースを把握し、具体的な研修の実施体制・方法について検討する。
- ・ 上記に基づき、ODW やパイロットサイトの関係者を対象とした研修を計画し、実施する。
- ・ GEWE 政策のモニタリング・評価の実施計画案の策定および共有に向け、ODW を支援する。また、CEDAW のモニタリング・評価に関しても、ODW が報告書作成に必要なデータの現状と課題の整理等を行うことを支援し、目標設定やデータの収集方法に関する技術的助言の内容を検討・実施する。

⑤ 成果 2 に関する業務

- ・ GEWE 政策のモニタリング・評価枠組みおよびモニタリング・評価実施計画案に基づき、女性や少女に影響を及ぼすジェンダー課題に対応する州レベルのパイロット活動の計画・実施・モニタリング・評価を行う。
- ・ パイロット活動の内容を検討するにあたり、以下を含む必要な活動を行う。
 - 州レベルのジェンダー課題の現状、行政および民間による取り組み状況、取り組みのモニタリング・評価の現状と課題等に関する情報収集・分析
 - ODW と地方行政間の調整・モニタリング・報告・データ共有の仕組みの現状と課題の把握
- ・ パイロット活動候補州・行政区の選定を行う。なお、パイロット州の選定においては、以下の選定基準に則り、首都区（National Capital District：以下 NCD）を含めた 2 州を選定することとする。
 - 州行政が機能していること、州・県レベルのジェンダー担当者（Community Development Advisor：以下 CDA、及び District Development Officer：以下 DDA）が配置され、積極的に活動していること
 - JICA の安全基準に準拠していること（日本人専門家がアクセス可能であること）
 - CSO、教会ネットワーク、民間セクターとの協力可能性がある地域であること
 - 第 2 の州は、PNG の 4 つの地域のうち、NCD が所在する南部地域以外の地域から選定されること
- ・ C/P 機関と協議しパイロット活動の実施計画を取りまとめる。実施計画には、以下を含めること。

- GEWE 政策およびモニタリング・評価の実施計画案との関連性（優先分野・戦略・指標等との関連性）
- 中央・州レベルの行政機関とその他の関係アクターの役割分担
- コミュニティレベルで実施する、女性や少女の課題解決に資する具体的な活動内容
- モニタリング・評価の計画（対象データの特定や収集方法を含む）
- ・取りまとめた実施計画案を JICA ガバナンス・平和構築部および JICA PNG 事務所と協議し、決定する。
- ・パイロット活動の計画を、州レベルの行政機関を含む関係機関と共有し、実施に向けた調整や準備を行う。なお、専門家が現地不在時はローカルコンサルタントを遠隔で指導・監理しながらパイロット活動を実施する。
- ・パイロット活動のモニタリングを実施し、定量・定性的な関連データを収集する。

⑥ 成果 3 に関する業務

- ・パイロット活動の成果と課題を分析し、ODW と地方政府間のデータ収集・報告・共有の仕組みやチャネルを含めたパイロット活動のモニタリング・評価の結果に基づき、パイロット活動の成果と教訓を整理する。
- ・整理されたパイロット活動の成果や教訓を活用し、データに基づいた政策提言、GEWE 政策の評価・モニタリング枠組みへの提言をとりまとめる。
- ・とりまとめた提言を、関連プラットフォーム（GEWE-TWG、GEWE 政府省庁間委員会、SLOS など）において、関係省庁、開発パートナー、CSO 等と共有する。
- ・パイロット活動の成果や教訓、とりまとめられた提言等を活用し、ODW/DfCDR による予算確保やその他の適切な目的に向けたアドボカシー活動の実施を支援する。
- ・パイロット活動で試行された効果的な取り組みについては、継続的に追跡し、他セクターや他州への展開も念頭に置いた計画策定を支援する。

⑦ ローカルコンサルタント関連業務

- ・必要なローカルコンサルタントの傭上に向けた TOR 案を作成し、C/P 機関と協議し、JICA PNG 事務所へ提出する。
- ・JICA PNG 事務所が行うローカルコンサルタントの調達を側面支援する。
- ・ローカルコンサルタント調達完了後、今後の全体業務及び各回の業務内容につきローカルコンサルタントと協議し、共通理解を図る。

- 専門家不在時のフォロー事項につきローカルコンサルタントと協議し、専門家の現地不在時も活動が円滑に進行するよう指導・管理する。

⑧ 現地業務の報告と次回現地業務にむけた活動計画の合意

- 各現地渡航の際に、C/P 機関と準備・整理業務期間中の活動計画について打合せを行う。
- 各現地業務終了時に、現地業務結果報告書（英版）を C/P 機関に提出・報告する。
- JICA PNG 事務所に現地業務結果報告書（和文・英文）を提出し、現地業務結果を報告の上、今後の活動計画等について共有する。
- 最終現地業務については、事業期間中のすべての成果物、報告書、データを整理・まとめ、JICA PNG 事務所および C/P 機関に確認を得る。

（3）各現地業務期間の間での整理/準備業務

- 次回現地業務時の活動に必要な情報収集および準備、必要に応じて遠隔で C/P 機関との協議を行う。
- ローカルコンサルタントと連携し、活動計画の進捗等を監理し、必要に応じて活動の見直しを行いながら成果の確認、分析を行う。
- 準備業務時に、現地業務にかかるワークプラン（和文）を、JICA ガバナンス・平和構築部へ提出する。併せて JICA PNG 事務所にもデータを送付する。
- 第 1～6 次現地業務にかかる整理業務時に、現地業務結果報告書（和文・英文）を JICA ガバナンス・平和構築部に提出し、報告する
- 毎月の月報にて、JICA ガバナンス・平和構築部に、随時活動進捗や課題等を共有する。必要に応じてオンライン（もしくは対面）での会議を行い、その後の活動計画等について協議する。

（4）最終整理業務（2028 年 5 月上旬～2028 年 6 月上旬）

- 2028 年 5 月上旬頃に、専門家業務完了報告書案（和文・英文）を JICA ガバナンス・平和構築部に提出し、報告会を開催する。
- その後、2028 年 6 月上旬頃に専門家業務完了報告書（和文・英文）を JICA ガバナンス・平和構築部に提出する。

特に具体的な提案を求める事項は以下の通り。

No.	提案を求める項目	業務の内容での該当箇所
1	PNG 国内で実施する成果 1 に関する研修の具体的な内容（構成案等）	活動 1-1、1-2
2	成果 2 に関するパイロット活動の内容や方向性、設計にあたってのアプローチ	活動 2-1
3	州レベルのジェンダー主流化（特にモニタリング・評価）の持続的な実施体制構築の手立て	活動 1-4、活動 2-1、2-3

また、簡易プロポーザルで求める類似業務経験及び語学は以下の通りです。

類似業務経験の分野	ジェンダー平等にかかる政策・制度支援（ナショナル・マシナリーを含む政府機関におけるジェンダー主流化推進にかかる業務経験、ジェンダー政策のモニタリング・評価枠組みの策定・実施支援の経験や知識を有することが望ましい）
対象国及び類似地域	パプアニューギニア及び全途上国
語学の種類	英語

5. 提出を求める報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

報告書名	提出時期	提出先	部数	言語	形態
ワーク・プラン	各現地業務期間の間での準備業務ごと（計 7 回）	JICA ガバナンス・平和構築部	一	英語	電子データ
			一	日本語	電子データ
		JICA PNG 事務所	一	英語	電子データ
			一	日本語	電子データ
		C/P 機関	一	英語	電子データ

業務結果報告書	業務開始より現地渡航終了ごと（第7次渡航後を除き計6回）	JICA ガバナンス・平和構築部	—	日本語	電子データ
		JICA PNG 事務所	—	日本語	電子データ
業務完了報告書	契約履行期限末日	JICA ガバナンス・平和構築部	—	英語	電子データ
		JICA ガバナンス・平和構築部	—	日本語	電子データ
			1部	英語	CD-R
			1部	日本語	CD-R
		JICA PNG 事務所	—	英語	電子データ
			—	日本語	電子データ
		C/P 機関	—	英語	電子データ

6. 業務上の特記事項

（1） 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

「4. 業務の内容」に記載の現地業務期間に応じて提案してください。但し、業務人月及び、渡航回数は「1. 担当業務、格付、期間等」の「(6) 業務日数」に記載の数値を上限とします。また、現地業務期間については、C/P 機関を含む PNG 政府職員の多くが休暇に入るため、また治安の悪化が見られるため 12 月初旬から 1 月中旬の現地渡航は避けるようにしてください。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は本コンサルタントのみですが、JICA PNG 事務所にて契約するローカルコンサルタント 2 名が、本コンサルタントによる監督・指示の下、現地調査や活動、モニタリング支援などを行う想定です。

（2） 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA ガバナンス・平和構築部ジェンダー平等・貧困削減推進室から配付しますので、gpgge@jica.go.jp にご連絡ください。

- ・案件形成時に収集した関連機関の資料

②本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイトで公開されています。

・パプアニューギニア国 教育分野におけるジェンダー支援可能性に係る情報収集・確認調査

パプアニューギニア国 教育分野におけるジェンダー支援可能性に係る情報収集・確認調査報告書[電子資料]. -

7. 選定スケジュール

No.	項目	期限日時
1	簡易プロポーザル、見積書の提出期限日	2026年1月7日 12時まで
2	評価結果の通知日	2026年1月19日まで

8. 応募条件等

- (1) 参加資格のない者等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

9. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出方法：国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

- ❖ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の
「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

✧ 評価結果説明の取り止め：2023年6月30日のお知らせに掲載（<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>）のとおり、2023年7月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めています。

10. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

（1） 業務の実施方針等：

- | | |
|------------------|-----|
| ① 業務実施の基本方針 | 16点 |
| ② 業務実施上のバックアップ体制 | 4点 |

（2） 業務従事者の経験能力等：

- | | |
|----------------|-----|
| ① 類似業務の経験 | 40点 |
| ② 対象国・地域での業務経験 | 8点 |
| ③ 語学力 | 16点 |
| ④ その他学位、資格等 | 16点 |

（計 100点）

11. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版の「XI. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

（1） 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

（2） 臨時会計役の委嘱

以下に記載の経費については、JICA PNG事務所より業務従事者に対し、臨時会

計役を委嘱する予定です。（当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です）。

- ・車両関係費

* 臨時会計役とは、会計役としての職務（例：経費の受取り、支出、精算）を必要な期間（例：現地出張期間）に限り JICA から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

（3）便宜供与内容

- ア) 空港送迎：第1次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり
- イ) 宿舎手配：第1次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり
- ウ) 車両借上げ：なし
- エ) 通訳傭上：なし
- オ) 現地日程のアレンジ：第1次現地業務開始時におけるC/P機関との協議についてのみ、スケジュールアレンジ及び同行を行う。
- カ) 執務スペースの提供：コミュニティ開発・宗教省内における執務スペース提供（ネット環境完備予定）

（4）その他留意事項

- 1) パプアニューギニア国内における宿泊については、安全管理対策上の理由からJICAが宿泊先を指定することとしているため、宿泊料については一律、ポートモレスビー：31,000 円／泊、その他の地域：26,000 円／泊として計上してください。また、滞在日数が30日又は60日を超える場合の遅減は適用しません。

12. 特記事項

（1）前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（1）の契約履行期間を想

定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の17%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13カ月以降）：契約金額の17%を限度とする。
- 3) 第3回（契約締結後25カ月以降）：契約金額の6%を限度とする。

（2）部分払いの設定⁵

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払いの時期は、契約締結時に確認しますが、以下を想定します。

- 1) 2026年度（2026年12月頃）
- 2) 2027年度（2027年12月頃）

（3）その他

①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂きます。

②現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA PNG事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/202240308.html>

③本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイドンス」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

⁵ 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。
- ⑦ 途上国におけるジェンダー平等にかかる政策・制度支援の専門性を求めます。また、本案件では、C/P 機関の能力強化を支援するため、ナショナル・マシナリーを含む政府機関におけるジェンダー主流化推進にかかる業務経験、ジェンダー政策のモニタリング・評価枠組みの策定・実装支援の経験や知識を有することが望ましいです。

以上